

会

議

午前10時 0分開議

○議長（土屋 忍君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり欠席したい旨の届け出のありました議員は、8番 藤井六一君であります。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（土屋 忍君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第9号 指定金融機関の指定について、議第10号 下田市歯科口腔保健の推進に関する条例の制定について、議第11号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議第12号 下田市外ヶ岡交流拠点施設条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議第13号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議第14号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議第15号 平成26年度下田市一般会計予算、議第16号 平成26年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第17号 平成26年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第18号 平成26年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第19号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第20号 平成26年度下田市介護保険特別会計予算、議第21号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計予算、議第22号 平成26年度下田市集落排水事業特別会計予算、議第23号 平成26年度下田市下水道事業特別会計予算、議第24号 平成26年度下田市水道事業会計予算、以上16件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生常任委員長、竹内清二君の報告を求めます。

竹内清二君。

〔産業厚生常任委員長 竹内清二君登壇〕

○産業厚生常任委員長（竹内清二君） 下田市議会議長、土屋 忍様。

産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

1. 議案の名称。

- 1) 議第10号 下田市歯科口腔保健の推進に関する条例の制定について。
- 2) 議第13号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について。
- 3) 議第15号 平成26年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。
- 4) 議第17号 平成26年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。
- 5) 議第19号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計予算。
- 6) 議第20号 平成26年度下田市介護保険特別会計予算。
- 7) 議第21号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計予算。
- 8) 議第22号 平成26年度下田市集落排水事業特別会計予算。
- 9) 議第23号 平成26年度下田市下水道事業特別会計予算。
- 10) 議第24号 平成26年度下田市水道事業会計予算。

2. 審査の経過。

3月13日、14日、17日、18日の4日間、第2委員会室において議案審査のため委員会を開催し、市当局より、糸賀副市長、平山健康増進課長、楠山税務課長、大川環境対策課長、山田産業振興課長、稲葉観光交流課長、長友建設課長、平山上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

- 1) 議第10号 下田市歯科口腔保健の推進に関する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第13号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 議第15号 平成26年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第17号 平成26年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第19号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第20号 平成26年度下田市介護保険特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第21号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第22号 平成26年度下田市集落排水事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第23号 平成26年度下田市下水道事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第24号 平成26年度下田市水道事業会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって産業厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員長、小泉孝敬君の報告を求めます。

小泉孝敬君。

〔総務文教常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告

します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第9号 指定金融機関の指定について。

2) 議第11号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第12号 下田市外ヶ岡交流拠点施設条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

4) 議第14号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。

5) 議第15号 平成26年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

6) 議第16号 平成26年度下田市稲梓財産区特別会計予算。

7) 議第18号 平成26年度下田市公共用地取得特別会計予算。

8) 議第19号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計予算（人件費）。

9) 議第20号 平成26年度下田市介護保険特別会計予算（人件費）。

10) 議第21号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計予算（人件費）。

11) 議第23号 平成26年度下田市下水道事業特別会計予算（人件費）。

12) 議第24号 平成26年度下田市水道事業会計予算（人件費）。

2. 審査の経過。

3月13日、14日、17日、18日の4日間、第1委員会室において議案審査のため委員会を開催し、市当局より、野田教育長、鈴木会計管理者兼出納室長、鈴木企画財政課長、名高総務課長、土屋施設整備室長、楠山税務課長、土屋市民課長、原福祉事務所長、土屋学校教育課長、佐藤生涯学習課長、峯岸監査委員事務局長、須田議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第9号 指定金融機関の指定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第11号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第12号 下田市外ヶ岡交流拠点施設条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第14号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第15号 平成26年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第16号 平成26年度下田市稲梓財産区特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第18号 平成26年度下田市公共用地取得特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第19号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第20号 平成26年度下田市介護保険特別会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第21号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第23号 平成26年度下田市下水道事業特別会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12) 議第24号 平成26年度下田市水道事業会計予算（人件費）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し質疑を許します。

増田 清君。

○12番（増田 清君） 1点お伺いいたします。

今日の新聞でも新庁舎建設庁内検討委員会の結果が記載されております。本会議の中でも一般質問でいろいろありましたけれども、やはり庁舎に関する質問もございました。その中で、この庁舎建設等対策費として来年度は657万円減額されておりますけれども、いずれにしても位置決定をしなければいけない時期が来ると思います。本会議でも一般質問の中で国の財政支援があるかないかとかいろんな質問ございました。そういうことに対する委員会での担当課の説明及びどういう審議がなされたか、説明をいただければお願いしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） それでは、今の増田議員からの質問に対してお答えいたします。

一般質問の中で、企画財政課と施設整備室での庁舎建設についての今後の計画及び見通しについて議論がありました。その中で、3カ所を想定しての財政的な議論ですとか、施設整備室等の議論の中で3案の比較及び資金的な面、費用面についての質疑が多々ありまして、委員会として、整備室のほうに現在の防災に絡んだ特別措置が何かないかというような質疑がございまして、資料を提出していただきました。

その中で緊急防災・減災事業と地域防災計画について、南海トラフ地震対策特別措置法という特例についての資料を提出していただきまして、それについて議論を行いまして、建設に向けてどのようにしたらお金のかからない方法でやっていけるか起債を含めて全般的に議論をし、ただいま出ている3案その他情報等をいろいろ、今日の新聞にもございますが、いろんな情報を議会だけでなく外に向かっても開示すべきじゃないかと。そして、議会、当局等が庁舎建設に対していい案で歩み寄って討論していくべきだろうということで、そういう議論をしました。

○議長（土屋 忍君） 増田 清君。

○12番（増田 清君） 高台に移ると財政支援が幾らかあるというお話ですけれども、まだそういう具体的な数字の関係は示されることはなかったですか。

○議長（土屋 忍君） 委員長。

〔総務文教常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） 一部数字は出ているんですが、まだこの特別措置について決定という段階ではないものですから、今後やっていく中で皆さんにできるだけ開示をして、決まり次第そういうふうな提示をするということでございます。

○12番（増田 清君） 終わります。

○議長（土屋 忍君） ほかにありませんか。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 1点だけお尋ねをしたいと思います。

昨年5月24日にご案内のようにマイナンバー法と言われる法が制定されて、各国民に、また住民にこの番号が振られると、こういうことになっていようかと思えます。これはやはりプライバシーの問題も含めていろいろ議論がされているところかと思えますが、各自治体の予算も当然必要になってきますし、国が全部補助金を出すにいたしましても、その管理のあり方等を議論されたのかどうなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 委員長。

〔総務文教常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） 委員会の中では特別にそういった議論はございませんでした。

○議長（土屋 忍君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

以上で委員長報告と質疑は終わりました。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第9号 指定金融機関の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第9号 指定金融機関の指定については委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第10号 下田市歯科口腔保健の推進に関する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第10号 下田市歯科口腔保健の推進に関する条例の制定については委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第11号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第11号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第12号 下田市外ヶ岡交流拠点施設条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第12号 下田市外ヶ岡交流拠点施設条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第13号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第13号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第14号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第14号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第15号 平成26年度下田市一般会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

沢登英信君。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の沢登英信であります。

議第15号 平成26年度下田市一般会計予算につきまして、市民に優しいまちづくりの前進のために問題点について指摘させていただき、反対の討論とさせていただきたいと考えているものであります。

第一に、本年4月から消費税がご案内のように5%から8%に引き上げられてまいるわけであります。これで景気が大変落ち込むのではないかと心配がされているところではないかと思えます。一方、市にとりましては地方消費税が1%から1.7%に引き上げられる。予算上は5,000万円の増、3億1,000万円の予算を見込んでいるところであろうと思えます。

増税によります景気対策は、収入は得ても支出におけるその実態が不十分であると言わなければならないと思うわけであります。どのような景気対策が具体的に措置されているのか、予算化されているのか、具体的に指摘することができない事態ではないかと思えます。

確かに、地域づくり事業補助金等を3,266万円いただき、あるいは起業支援整備、雇用創出事業で昨年に続いて1,594万円等を予算化し、人づくりにおきましては5事業10名の採用をすると、こういう予算措置とはなっております。社会資本整備総合交付金で公園の長寿命化や寝姿橋の耐震化を進めていくと、こういう事業も含まれてはおります。

これらの内容を見ますと、市内消費拡大、バル事業50万円、あるいはきんめがど〜ん販売・拡大50万円だ、下岡蓮杖のプロジェクトだと。国・県の補助金を商工会議所あるいはそれぞれの経済団体に下請といえますか、おろしていく。そして、これらの補助金がなくなりますと市の対策は終わってしまうと。

確かに、国・県の補助金を一生懸命お願いしてきて予算化しているという点は評価をしないわけではありませんが、これだけではまさに不十分だと指摘をしなければならないと思うわけであります。下田市独自の活性化方針が定められているのか、こういう観点から見ますと不十分だという評価をしなければならないと思うわけであります。活性化の根本は何か、働く人たちの賃金が引き上げられ、安心して働くことができる、そういう下田市の経済をつくるということではないかと思うわけであります。

このような目標に対し市が進めている事業は何か。清掃事業においては直営でできるものを委託にし、3台の委託の上にさらに今年1台委託をし、これに携わった臨時職員の解雇をする、そして正職員を配置がえする。まさに正規職員、働く人たちの条件を守るという意味では相反するような措置を、委託行政がいいんだという形で一方的に進めている。しかも、委託先の企業につきましては正常な競争が保障されていない、こういう現状の中で進めてきているわけであると思います。

また、下田市が地域経済にとっては大企業であるという位置づけ、自覚が必要ではないかと思うわけであります。90億円を超える事業規模を持つ事業体は下田市の中にそんなにない、下田市以外にないと言えるのではないかと思うわけであります。

職員の勤務状態がどうなっているか。残業が常態化している、しかも残業代も支払われていない、150人を超える臨時職員を抱えている、その仕事の内容は正職員とほとんど変わらない、こういう実態になっていようかと思うわけであります。そういう状態の中で、定員管理だという方針を立てさらに一層職員の定数を削減しようと、こういうことでは下田市経済の発展はととても望めないと思はるわけであります。

さらに指摘しなければならないのは認定こども園の通園バスの問題であります。10個あった幼稚園、保育園を統合をし、15キロ以上離れている遠くの人たちの通園は月額3,000円の燃料代を払ってもらう、自家用車で通園する人もあるから均衡を図るために払ってもらう、こんな逆さまな議論というのはないのではないかと思うわけであります。市の都合によって合併し、教育や保育の機会均等の観点からいいまでも無料にすべきことは明らかではないかと思うわけであります。何度指摘してもこのような考えに立とうとしない、この当局の姿勢は批判されてしかるべきものではないかと思うわけであります。

しかも、この運転手さんは、バスについては松崎の会社でリースをすると、運転業務だけ1日3時間だと、こういうことですが、3時間の運転をするためには車の整備等々を含めて恐らく4時間から5時間の勤務状態が必要かと思はる。この人に払う金額は、契

約金額から推定しますと、全部を人件費に払ったとしても月額2,600円の給与にしかならない。こういう実態で契約を結んで何ら不都合を感じていない。ここにダンピングを疑わなければならない事実があるにもかかわらず、安ければ安いほどいいんだと、委託については最低制限価格等は設けないのが慣例だと。この問題の持っている、経済ルールを破壊するというこのような状態に一定のきっちりしたメスを入れ、経済の正常化、経済活動のルール化をきっちりと確立していくということが当然必要だろうかと思います。

そういう観点から考えますと、当然、公契約条例というものを検討していかなければならない。ところが、当局の回答は、今全国で20自治体ぐらいしか公契約条例は結ばれていない、下田市としてそんなものを検討する必要はないんだと、こういう答弁でございます。検討さえしようとしなさい。これらの姿勢はぜひとも改めていただかなければならないと思うわけがあります。

さらに、皆さん、この下田市の持っている大きな問題は、昭和63年から平成11年にかけての大沢ヒノキ沢林道におきます産廃問題であったかと思います。大都会のごみ捨て場にこの下田市をしてはいけない、こういう訴えをし、地域の人たちが大変な被害を、煙やダイオキシン、あるいは送電線が切れるというようなことで火事も引き起こされると、こういう経験を持っている下田市であります。にもかかわらず、旧白浜街道、下田灰捨て場の跡地を産業廃棄物中間処理施設の工場として、ヤードとして貸せるというような決定を下し、契約を結んでいるところであります。

しかも、皆さん、この場所は大変交通の危険を感じるところで、赤間に入る道、135号の白浜へ行く道、そして旧道へ入る道で、道幅も狭く、混雑する大変なところであります。1,000平米近くの土地を貸せるんだと。たしか平成9年には、大雨のもと、灰が下流に流れ出すという事故も引き起こしているところであります。灰捨て場としての使用が停止しているにしても、一定の事故が起きないように措置をしなければならない土地であることは明らかであろうかと思います。こういうようなものを貸し付けているというこの当局の姿勢、物事の考え方はやはり根本的に改めていただかなければ、これまたいけないのではないかと思います。

さらに、下田市にとりまして、世界一の海づくりを提案しているところでありますが、世界一の海づくりを遮っている大きな課題は、白浜、大浜における海水浴場の不法営業問題を解決していくということなしには私は進んでいけないのではないかと思います。この問題は重要な問題であるという認識に立ってくださってはいらるわけですが、この

問題を解決する具体的な手だて、態勢が何らとられていないというのが実態ではないかと思うわけであります。このような観点から市民のためのまちづくりを前進させていくという観点から見ますと、全く不十分な予算であると言わざるを得ないと思うわけであります。

さらに、指定管理に係りますあずさ山の家の運営につきましても同様に、この条例が定めておりますところの農村体験施設としての運営がきっちり確立されているのか。指定管理を受けた業者とそれらをきっちりと詰めて条例本来の運営がされるような指導をするという姿勢が全く見られない、指定管理にすればそのまま放置されている、こういう実態ではないかと思うわけであります。

そしてまた、皆さん、このような姿勢は下田市の医療問題においても同様であろうと思います。下田メディカルセンターの持っておりますこの内容は、県から来た交付金をメディカルセンターに支出するというだけで終わっているのではないか、具体的に充実をさせていく手だてがとられているのか疑問に思うところでございます。

これらの点からいいましても、静岡メディカルアライアンスとの協定は常勤医10人以上、そして150床の二次救急病院として確立をしていく、これらの当初立てられました目的、方向に照らしましても不十分のままであると指摘せざるを得ないと思うわけであります。

このような点から26年度予算は大きな問題点が含まれていると、こういう指摘をもって終わりにさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 次に、賛成意見の発言を許します。

高橋富代君。

〔10番 高橋富代君登壇〕

○10番（高橋富代君） それでは、議第15号 平成26年度下田市一般会計予算に賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、あずさ山の家の指定管理について反対議員はおっしゃってございましたけれども、こちらは12月定例会で審議し議決された案件であります。産業厚生委員会においてもそれぞれの委員から、条例の目的に合わないのではないか、存続や指定管理のあり方などを指摘されまして、十分審議がされ、当局からも今後の検討課題として庁内でしっかり検討していく旨の答弁があったものです。それに基づいた予算措置でありますから妥当なものだと思っております。

清掃業務の民間委託については行政改革の中で行っているものです。民間委託を遅らせ

てきたための民間業者の弱体化でもありますし、また、定員適正化の中で臨時職員を正職員にするためには財政上大変困難があることは自明のことです。これはある意味、問題のすりかえでしかないと思っております。

景気対策が見えないということもおっしゃってございましたけれども、国・県の補助金を使い民間を育てていくという物の考え方は決して間違っているものではなく、下田市独自の活性化がないということもおっしゃってございましたけれども、そもそも下田市には投資的経費がないわけです。ずっと適債事業という考え方の中でやってきているわけですから、本来やらなくてはならない事業さえも積み残してきているために、そのための行財政改革であります。まずは財源を生み出すことからするんだということから始めなくてはならないというわけです。

今回、地方消費税交付金が3,500万円程度増えたということですが、実際は市の負担する消費税分が5,000万円くらいあるわけですから、結果としては実質的に財源は1,500万円の減収となるということも考えると、見た目の数字だけではなく、きちんと精査した中で数字については発言をするべきだと思っております。

それから、問題と言われております商工費関係の問題ですけれども、雇用関連予算でありますね。こちらに対しても、昨年までの効果が芳しくないところもあるわけですが、今年度は計画的に、積極的に営業もしていくということでございますので、このあたりは当局側がしっかりと当該委託業者に対して指摘をしていくということで既に県の補助事業にも採択されていることでもありますし、これはしっかりやっていくということで、当局側がまた決算のときにいろいろと指摘をされることだと思います。この業者が自立してやっていけるように頑張ってもらってほしいと思います。

それから、先ほどから申し上げてありますように大変財源確保というものが厳しい中で、そういう現実の中で市民の命に直結する新年度予算でもあります。防災ラジオ、津波避難計画などの策定、避難誘導路、標識の設置、ハザードマップの作成、また総合防災訓練等も喫緊の課題として取り組む予算が多くつけられているわけです。そういった意味において、新年度予算全体として賛成をするものです。

○議長（土屋 忍君） ほかに討論はありませんか。

小泉孝敬君。

〔2番 小泉孝敬君登壇〕

○2番（小泉孝敬君） 一般会計予算に賛成の立場から発言させていただきます。

先ほど沢登議員のほうから認定こども園の通園バスについて一部反対というような形で討論がなされたと思いますが、通園バス運行に対しましては、無料というよりも兄弟その他があれば応分の負担をしていくということで、大方そういった方向で流れておりまして、しかも安全面には人員も含めて十分配慮された運行計画、人数面でも非常に、2ルートあるわけですけれども、Aコース、Bコースですね、臨時の職員も設けて安全面で対策もっておりまして、何ら問題はないと私は思います。

全体の会計につきましても何ら問題はないということで賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋 忍君） 起立多数であります。

よって、議第15号 平成26年度下田市一般会計予算は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第16号 平成26年度下田市稲梓財産区特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第16号 平成26年度下田市稲梓財産区特別会計予算は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第17号 平成26年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第17号 平成26年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第18号 平成26年度下田市公共用地取得特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第18号 平成26年度下田市公共用地取得特別会計予算は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第19号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第19号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計予算は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第20号 平成26年度下田市介護保険特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第20号 平成26年度下田市介護保険特別会計予算は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第21号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第21号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計予算は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第22号 平成26年度下田市集落排水事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

にご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第22号 平成26年度下田市集落排水事業特別会計予算は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第23号 平成26年度下田市下水道事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第23号 平成26年度下田市下水道事業特別会計予算は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第24号 平成26年度下田市水道事業会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第24号 平成26年度下田市水道事業会計予算は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前11時 5分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎発議第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、発議第1号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

沢登英信君。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） 発議第1号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成26年3月20日提出。

提出者、下田市議会議員、沢登英信。以下、敬称を略させていただきます。賛成者、下田市議会議員伊藤英雄、同じく土屋雄二、同じく鈴木 敬、同じく大黒孝行、同じく森 温繁、同じく大川敏雄。

初めに、提案理由について申し上げます。

提案理由は、下田市課設置条例の一部改正に伴い常任委員会の所管事項の一部を改正するものでございます。

次に、条例の一部改正の内容についてご説明いたします。

下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての説明資料により説明させていただきます。4ページ、5ページの説明資料をお開きください。

4ページが改正前、5ページが改正後で、アンダーライン部分が今回改正するところとなっております。改正点は、委員会条例第2条関係の別表を改正するものでございます。別表は、常任委員会の名称、委員定数及び所管について定められているものでございます。

内容は、別表の総務文教委員会の項中「市民課」を「地域防災課」に改め、同表産業厚生委員会の項中「健康増進課」を「市民保健課」に改めるものでございます。

2ページをお開きください。

附則でございますが、第1項におきまして、この条例は平成26年4月1日から施行するも

のとし、第2項におきまして、旧常任委員会の委員は新常任委員会の委員に選任されたものとみなし、任期につきましても旧常任委員会の委員として選任された日から起算するとしたものでございます。

以上で発議第1号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

ご苦労さまでした。提出者は自席へお戻りください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第1号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎発議第2号及び発議第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、発議第2号 大沢地区の産廃埋立施設に過剰搬入された産業廃棄物の撤去を求める意見書の提出について、発議第3号 介護保険の要支援への保険給付の継続を求める意見書の提出について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

沢登英信君。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） ただいま議長から通告のありましたとおり、意見書2件につきまして順次説明をさせていただきます。なお、提出者、賛成者につきましては一括して最後にご報告させていただきます。

発議第2号 大沢地区の産廃埋立施設に過剰搬入された産業廃棄物の撤去を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、大沢地区の産廃埋立施設に過剰搬入された産業廃棄物の撤去を求める意見書を別紙により、静岡県知事に提出するものとする。

平成26年3月20日提出。

提案理由、大沢地区の産廃埋立施設に過剰搬入された産業廃棄物の撤去を求めるため。

大沢地区の産廃埋立施設に過剰搬入された産業廃棄物の撤去を求める意見書。

朗読をもって提案いたします。

当市大沢地区に産業廃棄物処理施設を設置していた有限会社大伴産業は、平成11年4月にその業の許可取消処分を受け、平成25年8月には産業廃棄物処理施設の設置の許可が取り消されました。

当事業者により、かつて大量に持ち込まれた産業廃棄物は、過去長年にわたり地域住民に多大な不安と不信を与え続けて来ましたが、県で行われている定期的な水質検査では規定値を満たしているとは言え、今でも雨が降ると泡水や茶色く濁った水が、本来清流であるべき蓮台寺川に流れ込んでおります。

また、この業者は、県に対し「最終処分場の防災対策は実施済みで、現在は安定している状態で、廃棄物の撤去工事により環境等の変化が起こる可能性があり、お金もやる気もなく廃棄物の撤去は考えていない」と明言していると聞いております。

静岡県知事におかれましては、有限会社大伴産業に対し、粘り強く過剰搬入産廃の撤去を履行するよう求めてこられました。撤去命令後14年たっても撤去されておられません。

近年の局地的な大雨による土砂災害等の被害が多発している状況の中、地域住民の不安の声は増すばかりであります。

特に、蓮台寺温泉源や蓮台寺川、稲生沢川、海洋をダイオキシンをはじめとする有機物質で汚染されるようなことになると取り返しのつかないこととなります。

1万2,454立方メートルの産業廃棄物の撤去が早急に求められます。

よって、下田市議会は、市民の健康な生活と豊かな自然環境を守るため、静岡県知事が行政代執行により過剰搬入された、産業廃棄物の撤去をされるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月20日。

静岡県下田市議会。

続きまして、発議第3号 介護保険の要支援への保険給付の継続を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、介護保険の要支援への保険給付の継続を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣に提出するものとする。

平成26年3月20日提出。

提案理由、介護保険の要支援への保険給付の継続を求めるため。

介護保険の要支援への保険給付の継続を求める意見書。

厚生労働省は、社会保障審議会の介護保険部会において、介護保険で「要支援」と認定された高齢者を保険給付の対象から外し、「新しい地域支援事業」に移行する方針を示した。

この事業は「市町村が地域の実情に応じて」行うことになり、サービス内容は市町村の裁量に任される。しかし、その費用に一定の上限が設けられ、市町村の介護保険財政や高齢者が受けるサービスの内容、小規模な事業者の経営等を困難にするなど、悪影響を及ぼしかねません。

要支援のサービスを利用している高齢者は、歩く力が弱く、判断能力が落ちている人のほか、脳梗塞や軽い麻痺が残る人たちなどである。そのため、掃除や買い物などの家事で本人ができない部分を訪問介護員に手伝ってもらいながら日常生活を送っているほか、通所介護では介護予防を目的とした運動に取り組んでいる。

また、認知症の人にとっては初期の段階でしっかりとケアを受けることが重症化の予防となっている。

このように、要支援者を対象とした介護予防をしっかりと進めれば、介護が必要な高齢者の増加を抑制することができる。しかし、要支援者を保険給付から外すことにより、高齢者の重症化が進み、介護保険財政の圧迫につながる可能性が生じる。

よって、政府におかれては、要支援者への保険給付を引き続き継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月20日。

静岡県下田市議会。

以上、2件、提出者、下田市議会議員、沢登英信。以下、敬称を略させていただきます。
賛成者、下田市議会議員、伊藤英雄、同じく土屋雄二、同じく鈴木 敬、同じく大黒孝行、
同じく森 温繁、同じく大川敏雄。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 発議第2号及び発議第3号について提出者の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、発議第2号 大沢地区の産廃埋立施設に過剰搬入された産業廃棄物の撤去を求める
意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

次に、発議第3号 介護保険の要支援への保険給付の継続を求める意見書の提出について
に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

発議第2号及び発議第3号についての質疑は終わりました。

提出者は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

次に、発議第2号 大沢地区の産廃埋立施設に過剰搬入された産業廃棄物の撤去を求める
意見書の提出についてをお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第2号 大沢地区の産廃埋立施設に過剰搬入された産業廃棄物の撤去を求める意見書の提出については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第3号 介護保険の要支援への保険給付の継続を求める意見書の提出についてをお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第3号 介護保険の要支援への保険給付の継続を求める意見書の提出については原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付してありますように、議会運営委員長から議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長の申し出のとおり議会閉会中の継続調査に付することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議会運営委員会所管事項調査については議会閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○議長（土屋 忍君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますのでこれを許可いたします。

市長。

○市長（楠山俊介君） それでは、貴重なお時間をいただきまして、議員の皆様方に御礼とご報告を申し上げたいと思います。

議員の皆様方におかれましては、条例改正や新年度予算等につきまして長時間ご審議いただき、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。今後とも適切な予算執行に鋭意努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、職員の人事異動と退職者につきましてご報告申し上げます。

まず、異動内示につきましては、本日3月20日本会議終了後を予定しておりまして、課長職では昇任を含め10名が異動となり、さらに、静岡県から受け入れます職員1名は課長職での任用となります。規模的には、機構改革に伴う組織変更によるものを含めると比較的大規模な異動となります。退職者は年度途中の退職者を含め16名、新規採用職員は14名、静岡県からの受け入れ職員1名、静岡県との人事交流職員1名、また静岡地方税滞納整理機構と岩手県山田町へそれぞれ1名を派遣いたします。

続きましては、この3月31日付で退職されます課長をご紹介申し上げます。

名高義彦総務課長、土屋和寛施設整備室長、山田吉利産業振興課長、大川富久環境対策課長、平山廣次健康増進課長、土屋範夫市民課長兼防災監、以上6名でございます。

名高総務課長につきましては37年、土屋施設整備室長につきましては40年、山田産業振興課長につきましては37年、大川環境対策課長につきましては42年、平山健康増進課長につきましては42年、土屋市民課長兼防災監につきましては41年という長きにわたり職員として在職され、その間、議員の皆様方におかれましては身に余るご指導とご鞭撻を賜りまして、まことにありがとうございました。重ねて厚く御礼を申し上げます。

後ほど本人からご挨拶をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上であります。

○議長（土屋 忍君） 次に、この3月31日をもって退職されます総務課長名高義彦君、施設整備室長土屋和寛君、産業振興課長山田吉利君、環境対策課長大川富久君、健康増進課長平山廣次君、市民課長兼防災監土屋範夫君の6名より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○総務課長（名高義彦君） それでは、私たち退職者のためにこのような場を設けていただきましてまことにありがとうございます。

私ですが、昭和52年に採用されまして37年間勤めさせていただきました。多くの先輩職員に仕事を教えていただき、また同僚、後輩の皆さんに支えられて今日まで仕事を全うすることができました。

振り返ってみますと、私には大きな転換点というものが自分自身にあったと思っております。それは平成13年に秘書広報係長を拝命したときでございます。それまで余り接することがなかった市長、副市長、そして議員の皆さん、そういう方々と非常に緊張した中で仕事をさせていただきました。また、市とかかわり合いがございます行政機関の皆さん、経済団体の皆さん、また地域の皆さん、姉妹都市の皆さん、そういう方々と接することができまして、それまでの業務とは全く違った世界に入った、そのような経験をさせていただいたことでございます。

その後、課長となりましては、教育委員会では中学校の統合につきまして、なし遂げられなかったという非常に反省がございます。その後は、議員の皆様方、そして市長、副市長、教育長、そして地域の皆様に温かいご指導をいただきました。そういう中で育てていただいて現在の自分があると大変感謝しているところでございます。

結びになりますが、こちらにいらっしゃいます皆様方のご健勝、ご多幸を、そしてまた下田市のさらなる発展をご祈念申し上げまして、やや早いですが、退職に当たりましての私のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございます。（拍手）

○施設整備室長（土屋和寛君） それでは私のほうから、この議会関係につきましては、3年間という短い期間でしたけれども、皆様方にお世話になりまして、ありがとうございます。

新庁舎建設につきましては、決定することの難しさということを経験いたしました。これからいろんな議論の中で建設位置が決定していくと思っておりますけれども、引き続き皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

3年間ありがとうございました。（拍手）

○産業振興課長（山田吉利君） 今日は、このような中、貴重な時間をいただきまして、あり

がとうございます。

私も、37年間ということ長い市役所人生を送らせていただきました。いろいろ思い出はございますけれども、特に6年間の課長生活ということで、この議場で議会の皆様にいろんな勉強をさせていただきました。また、いろんな経験をさせていただきました。

今後につきましては、市民となるわけですがけれども、この市役所の職員としての経験を生かしまして、地域活動や生活、そういったものに関していろんな活動をしていきたいなど。残りの人生じゃなくて、また新しい人生ということで進んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、議員の皆様今後のますますのご活躍を祈念しまして、私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○環境対策課長（大川富久君） 今日ありがとうございます。

私は、プラント組合へ派遣されまして、また環境対策課のほうへ戻ってきまして、議員の皆様には大変ご心配をかけまして本当に申しわけありませんでした。

私、退職してから農業従事と、少しの期間ですが漁業もちょっとお手伝いをしようかと思っておりますので、議員の皆様には農林業の関係について当局のほうと激論を交わしていただきたいと思っております。SHKを議会のたびに見ながら応援していますので、よろしく願います。

本当にありがとうございました。（拍手）

○健康増進課長（平山廣次君） 産業振興課で3カ月、健康増進課で4年間、説明員としてこの席に出席していたわけですが、緊張感を持って臨んだり、あるときは楽しみを心に秘めながらこの席に座っていました。ここの席が私の人生の勉強の場だったのかなと思って、今はそういった思いが強くなるわけです。

4月からはこれを外から私は見ることになりますので、下田市にとって今厳しい状況ではありますが、将来に向けて明るい未来がここで闘われるように期待して私のお礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○市民課長（土屋範夫君） 貴重な時間をいただきまして、まことに恐縮ではございますが、退職を迎えるに当たりまして皆様方にお礼のご挨拶をさせていただきます。

私がこの場にこのように立っていることができるのも、議会の皆様の温かいご支援とご協力、またご鞭撻のたまものと深く感謝をいたしております。

自分は、議決機関でございます議会の局長として3年間、また執行機関でも課長として2年間、この議場の場で多くのことを勉強させていただきました。このことは自分にとりまし

て大きな財産となりました。まことにありがとうございました。これからは自分は郷里の稲
梓のほうで土と水と仲よく暮らしていくことに決めました。

結びに当たりまして、皆様方のご健勝とまたご多幸、そして下田市議会と下田市のますま
すのご繁栄を祈念いたしまして、お別れの挨拶とさせていただきます。41年間、長い間本当
にありがとうございました。（拍手）

○議長（土屋 忍君） ただいまのご挨拶ありがとうございました。

退職される皆様方におかれましては、長年にわたり市政発展のため多大なご尽力をいただ
き、まことにありがとうございました。今後とも健康には十分留意をされましてご活躍くだ
さることをお願い申し上げます。長い間本当にご苦労さまでした。（拍手）

○議長（土屋 忍君） これをもって平成26年3月下田市議会定例会を閉会といたします。
ご苦労さまでした。

午前11時36分閉会